

(別添)

「水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法の一部を改正する件（案）」について（概要）

1 改正趣旨

水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第17条第2項の規定に基づく給水栓における水の残留塩素の検査方法については、水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年厚生労働省告示第318号。以下「残留塩素告示」という。）において定められている。

今般、残留塩素告示について、水道水質検査法検討会（以下「検討会」という。）における検討結果を踏まえて、昨今の分析技術の進歩により見直しが必要とされた当該検査方法に関する所要の改正を行う。

2 改正概要

(1) DPD溶液の追加（残留塩素告示別表第1、第3及び第4関係）

現在、発色剤としてDPD試薬を使用することとしているところ、DPD溶液及び希釈水の使用も可能とする。

(2) 過マンガン酸カリウム標準液の追加（残留塩素告示別表第3関係）

現在、検量線の作成を標準塩素水を用いる方法で行うこととしているところ、過マンガン酸カリウム標準液を用いる方法も可能とする。

(3) その他

その他所要の改正を行う。

3 根拠法令

水道法施行規則第17条第2項

4 適用期日等

告示日：令和2年3月（予定）

適用期日：令和2年4月1日（予定）